

Ⅰ 機構ホームページから、申告申請書作成支援シート(マクロ機能付き)をダウンロードし、 マクロを有効にする

1. 当機構のホームページ(URLはhttps://www.jeed.go.jp/)を開き、支援シートのファイルを選択する

(注)令和3年度申告申請分からバージョンが10.0.0に変更となっているため、新しい申告申 請書作成支援シートをダウンロードしてください。



3. マクロを有効にする

ダウンロードしたファイルにより申告申請書を作成するために、まず「マクロを有効にする」 必要があります。

条件

書





セキュリティの警告が表示されない場合

イ. メニューの「ファイル」から「オプション」をクリック

(Excel2013-2016-2019)



ロ.「セキュリティセンター」を選択し、「セキュリティセンターの設定」をクリック

Excel のオプション	7	?	×
基本設定数式	● ドキュメントを安全に守り、コンピューターを正常で安全な状態に保ちます。		
文章校正	プライバシーの保護		
保存	Microsoft ではプライバシーの保護に配慮しています。Microsoft Excel におけるプライバシーの保護については、プライバシーに関する声明を参 さい。	照してく	ぼ
「詳細設定	<u>Microsoft Excel のプライバシーに関する声明を表示する</u>		
リボンのユーザー設定 クイック アクセス ツール バー	③「セキュリティセンター」を選択		
アドイン	<u>信頼できるコンピューティング</u> ④「セキュリティセンターの設定」をクリ	ታማይ	ל
	Microsoft Excel セキュリティ センター	$\overline{}$	
	セキュリティ センターではセキュリティとプライバシーに関する設定を行います。この設定により、コンピューターを保護す ることができます。この設定は変更しないことをお勧めします。	走(<u>T</u>)	
	OK	キャンセ	216



二. 上記手順を実施後、再度ファイルを開き、「セキュリティの警告オプション」から「コンテンツ の有効化」をクリックしてください。

Ⅱ / バックアップデータを取り込む

以前作成した申告申請書を活用して、新しい年度の申告申請書を作成する場合

令和3年度申告申請分からバージョンが<u>10.0.0</u>に変更となっているため、<u>新しい「申告</u> 申請書作成支援シート」をダウンロードしてください。

ダウンロードした新しい「申告申請書作成支援シート」を開き、次の①~⑥の操作手順に従い前 年度に作成したバックアップデータ(バックアップデータの作成方法はP85-1/P69-2参照) 取り込むことにより、新しい支援シートに前年度作成した事業主情報、事業所情報、障害者情報 が反映されます。古いバージョンにより提出された場合は、最新版による再提出をお願いします。

<操作手順>



 田 告申請書作成支援シートの入力(修正)をする
 ★ 取り込んだ前年度のデータを修正する場合
 ※各項目の修正方法は、P74-2/P59-2以降の「新規に申告申請書を作成する場合」の内容確認・修正・削除をご覧ください。
 ※前年度、調整金を辞退した場合は、申告申請書を作成する前に5の【申告・申請金額計算】をクリックし、「6.申告申請情報入力」の【入力・修正】で【障害者雇用調整金等を申請しない】欄のチェックを外してから令和3年度申告申請書を作成してください。(P82-1参照)
 【メニュー画面】
 1.申告・申請年度
 介和3 → 資度
 ①プルダウンから年度を選択

(例: 令和 3年度 =R02年4月~R03年3月の 申告・申請内容) ② 法人番号の有無について入力が必須の 2. 事業主情報入力 入力・修正 ため、「入力・修正」から入力してください。 住所等に変更がある場合も同様に修正して ↑ クリックし、 事業主情 ください。必ず内容を確認してください。 新規入力 ③事業所情報を令和3年度申告·申請の内容 3. 事業所情報入力 (令和2年4月~令和3年3月の情報)に更新 ↑クリックし、新規事 してください。 特例子会社等の認定を受けた事業所若しく 内容確認 修正 削除 は就労継続支援A型事業所又はその両方該 当する場合はチェックします。 ↑ クリックすると、 登録泳 新規入力

 4. 障害者情報入力
 ↑ クリックし、新規障害
 ④ 障害者情報を令和3年度申告・申請の内容 (令和2年4月~令和3年3月の情報)に更新 ※所定及び実労働時間等の確認・修正が必要 ですのでご注意ください。

↑ クリックすると、登録済み障害者の一覧が表示されます。



★ 新規に申告申請書を作成する場合

申告申請書作成支援シートを開くと「メニュー」が表示されます。上から順に必要な情報を入力し、 申告申請書を作成します。 ※昨年度のデータ(バックアップデータ)を活用する場合は、前頁を参照してください。

<u>【メニュー画面】</u>

障害者雇用納付金申告書	a、障害者雇用調整金、在宅就業障害者特	例調整金及び特例給付金支	給申請書		
報奨	金、在宅就業障害者特例報奨金及び特例	給付金支給申請書			_
	並びに特例給付金支給申請書 (Versio	n10.0.0)			
以下の項目を1から順(こ入力して下さい。				
1. 申告•申請年度	▼ 年度		未入力		
	(例: 令和 3年度 = R02年4月~R03年3月	の申告・申請内容)			
※バックアップデータを活用さ 。 東業 ナ 桂 起 ユ カ	れる場合は、9で取り込みを行ってください	۱.	±1+		
2. 争木土旧邗八刀	▲ クリックし、事業主情報を入力して下る	<u>e</u> tv.	*77		
3 東業所情報77	新規入力		ま 入力		
	 ↑ クリックし、新規事業所情報を入力し ⁻	て下さい。		7	
	内容確認・修正・削除				
※事業所を削除した場合は、	↑クリックすると、登録済み事業所の一 必ず10で再採番処理を行ってくたさい。	覧が表示されます。		-	
4. 障害者情報入力	新規入力		未入力)	L
	↑ クリックし、新規障害者情報を入力し	て下さい。		1.1*	_
	内容確認・修正・削除			<u> </u>	Ę
※ バックアップデータを活用さ	↑クリックすると、登録済み障害者の一 れる場合は、所定及び実労働時間等の確	覧が表示されます。 認・修正を行って下さい。			
5. 申告•申請金額計算	申告·申請金額計算		未計算	月	7
	↑ クリックすると、申告・申請金額の自動 報告書Ⅰ、Ⅱを作成します。 エラーがある場合は、該当箇所を表示	動計算および、 示します。			
。由生-由書植切1-5					
6.中日中前阴极人力	人力・修正		±1+		
	↑クリックし、申告・申請情報を入力して 「申告・申請金額計算」を実行しない	下さい。 と、入力出来ません。	*//)		L
	以下のボタンから、各様式を表示し、	内容を確認して下さい。			
【内容確認画面】	修止固所かめる場合は、該当固所に	. 戻り隧止する争か可能です。			
申告・申請書	分割支給先一覧表	報告書I			
↑申告・申請書を表示	↑分割支給先一覧表(調整金)を表示				
申告申請書		報告書Ⅱ(常用)			/
		↑報告書Ⅱ (常用)を表示		\backslash	/
	分割支給先一覧表	報告書Ⅱ(短時間)		V	
	「ノヨヨンロフレー見教、和学生が認知	↑報告書Ⅱ (短時間)を表示			
	分割支給先一覧表	報告書Ⅱ(特定短時間)			
l	↑分割支給先一覧表(特例給付金)を表示	↑報告書Ⅱ(特定短時間)を表示			
7. 印刷	印刷				
		さい。			

※入力途中であっても、各入力画面で「登録ボタン」を押し、ファイルを上書き保存すれば保存できます。 ただし、5,6はファイルを開くたびに未計算・未入力となります。

1. メニュー画面「1. 申告・申請年度」

申告申請する年度を【メニュー画面】の〔1.申告・申請年度〕のプルダウンから選択します。

<u> </u>	.一画面】					
屘	拿害者雇用納付金申	告書、障害者雇用調整金			たこ 「書	
	ŧ	殿堂会 在字就業障害者物		度はノルタワン		
	т		「令和3」を運	訳します。		しく入力すると右側
		业りに特例給付金:	文紀中調	m 10.0.0)	が	「入力済」となります。
以一	下の項目を1から	順に入力して下さい				
1. ^E	申告•申請年度	令和3 -	年度	(入力済	>
		(例: 令和 3年度 =	: R02年4月~R03年3月	の申告・申請内容)		
解説	<申告·申詞	青年度とは>				·
	令和3年度	申告申請:対象其	期間= 令和2年	4月~令和3年	3月の雇用物	犬況に基づく内容
2. メニ	ニュー画	面「2.事	業主情報	入力」		
事業主の名	3称、住所等	の基本情報を【	メニュー画面	】の〔2.事業	業主情報入り	〕に入力します。
【2 事	業主情報入力	<u>b画面】</u>				
			事業主情報入力			
	事業主番号	123456 _ 000 _	7	$\int (f x) x = x$	1一回田で」。 タナストニの	
	通っード	12		20092	79 SEC0	凹凹か用さま9 。
			法人である	事業主は法人番号	の入力が必須	です。個人事業主
	12/(115		など法人番	- ネームについます 弓を持たない事業	主は、「法人	番号なし」にチェ
	名称(フリカンナ)	マクハリケンセツ(カ	🔪 ックし、開	業届などの写しの	提出が必要で	す。
	名称(漢字)	幕張建設株式会社				
	郵便番号	261 _ 0014				
	住所	千葉県千葉市美浜区若葉3	-1-3		<u> </u>	
	代表者の役職	代表取締役社長				情報を入力し
	代表者氏名	幕張 太郎			「豆錸」と:	
	中分類番号	06			$ \land /$	
	主たる事業の内容	 総合工事業				
					登録	
					閉じる	
解說						
〇事業主番号	・ : 機構か	ら付与された1ま	たは2から始	まる10桁の数字(の事業主番号	を入力
	番号が	不明な場合は、名	「都道府県申告	申請窓口にお問い	い合わせくだ	さ い。
	ト : 企美か まます	所仕する都追府県 のは し 乗日を1ま	そのコート 番号(P 54/ P 49参照) た じたし 要 P た 1	を人刀	
		────────────────────────────────────	」。 個へ争未土 業届たどの写 I	なこ本八 留 方を1 の提出が必要で	はにない争乗 き	エは、「広人留ち
0名称 (フリカ	*†) : 株式会	社等のフリガナは	未通路との子し 法人略称(P82-	-1/P67-1参昭)	。 を用い、半角	カタカナで入力
	(例)素	專張建設株式会社	→ マクハリケンセ	y(ħ		
〇名称(漢字	≥) :法人略	称を使用しないて	正式名称を入	カ		
〇住所	: 事業主	の住所(法人のと	きは主たる事	業所の所在地)	を入力	
〇中分類番号	き キたる事業	の内容 : 令和2年	E度にハローワ	ークに提出した	「隨害者雇用	状況報告書 の

A欄の①「事業の種類」欄に記載されている産業分類番号及び事業の内容を入力 番号が不明な場合はハローワークに照会してください。

3. アーユー回回「3. 争耒所有報入力」
各事業所ごとの常用雇用労働者数を【メニュー画面】の〔3. 事業所情報入力〕に入力します。
※労働者の詳細については、P9~32で必ず確認してください。 ①「新規入力」ボタンをクリッ
【 <u>3 事業所情報入力画面】</u> <u>事業所情報入力</u> クするとこの画面が開きます。
事業所別連番 001 名称
□ 1時例子会社等の認定を受けた事業所 □ 2職業継続支援A型事業所 除外率 ○ なし 除力 で なし ○
所在地 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3 算定基礎日 1 日 さい。 ①常用労働者数(必須入力)
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計 Microsoft Excel × 321 325 323 320 321 322 320 324 325 324 32 Testalleride water
②②⑦ ⑦ 第 第 第 第 第 第 120 </th
短時間労働者 所定労働時間 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計 80 80 80 80 80 80 80 80 80 90 80 90 80 90 80 90 80 90 80 900 月日 特定短時間
追加登録をクリックせずに、開いてい る画面に入力すると、上書き入力され 入力済の情報は失われますのでご注
「 解説」 「 解説」 「 し し し し し し し し し し し し し

ピョビル主 보다 그

- |〇事業所別連番:事業所単位で001,002と連番で入力。事業所が1つの場合、事業所別連番は001のみ。 ※ <u>除外率が適用されていない事業所</u>は、複数の事業所をまとめて作成(入力)することが可能です。 この場合は名称を「〇〇株式会社本社 外3事業所」と、事業所数がわかるように入力してください。 ※ 認定を受けた特例子会社等(P48/P43参照)については、特例子会社等ごとに入力します。
- 〇事業所の区分:特例子会社等の認定を受けた事業所若しくは就労継続支援A型事業所又はその両方に該当 する場合はチェックしてください。
- 〇除外率:「障害者雇用状況報告書」(B欄の⑦)に記載したものと同一のものとなります。
 ※ 除外率が適用されている事業所は、令和2年度にハローワークに提出した「障害者雇用状況報告書」に記載された事業所単位に基づき、各事業所ごとに入力します。
 (年度の途中で「除外率」が変更となる場合は、入力例P93-2を参照してください。)
- 〇算定基礎日:各月ごとの常時雇用している労働者数及び雇用障害者数を把握する日をいいます。
 算定基礎日は各月ごとの初日又は賃金締切日とすることが原則ですが、それ以外の常用雇用労働者の数を把握できる日とすることも可能です。
 算定基礎日が月の初日の場合は「1日」と、月末の場合は「31日」と入力します。
 ※ 算定基礎日は全ての事業所で同一となります。ただし、年度の途中で「算定基礎日」が変更となる場合は、入力例P91-2~93-1/P75-2~77-1を参照してください。

除外率関連情報を入力するには



【便利な機能のご紹介】 データ統合機能 <事業所情報の取り込み方法(データ統合)>

各事業所で作成したデータを親事業主・本社がその情報を取り込み、データを統合することができます。 統合するデータについては、各事業所においてP85-1/P69-2「バックアップデータの作成」によりあらかじめ バックアップデータを作成しておいてください。

【メニュー画面】





く注意>

この事業所情報の取り込みは、取り込み順に事業所別連番が付番されます。事業所別連番を修正する場合 は、メニュー画面の「全データ削除」により、一度取り込んだ事業所情報を削除し、事業所情報の内容を空に してから再度取り込んでください。



【便利な機能のご紹介】デフォルト値設定機能

事業所情報入力画面で入力した所定労働時間を、障害者情報入力画面にワンクリックで反映させることができるため、障害者情報入力時に所定労働時間を毎回入力する必要がなくなります。

<u>3 事業所情報入力画面】</u> <u> ^{短時間労働者数 <u> 4月 5月 6月 7月 8月 9月</u> <u> 117 115 117 119 119 1</u> 合事業所ごとに「短時間労働者」及び「特定短時 働者」、「短時間労働者」及び「特定短時 の所定労働時間の毎月の時間数(デフ 設定することが可能です。}</u>	常用雇用労 時間労働者」 オルト値)を
注:ここでは、障害者の人数も含めた、常用労働者の総入数を人	ません。
短時間労働者以外の常用雇用労働者 所定労働時間	追加登録
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計 120 140	登録
短時間労働者 所定労働時間	削除
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計 80 80 80 80 80 80 80 80 960	AMERICA
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計 70 70 70 70 70 70 70 70 840	
注:ここでは、短時間以外の労働者、短時間労働者および特定短時間労働者の所定労働時間 を入力してください。 障害者の登録の際に、所定労働時間に転記することができます。(デフォルト 値へ反映します)	

【4 障害者情報入力画面】(短時間労働者以外の常用雇用労働者)

年度内離職年月日	
「デフォルト値設定」ボタンをクリックすると、事業所 入力画面で入力した所定労働時間が反映されます	情報。
デフォルト値設定 ※ボタンを押下すると事業所情報画面で入力した所定労働時間が設定されます。	
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計 120 120 120 120 120 120 120 120 120 120	追加登録
┌実労働時間	24,93
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計	五林
	出版
◆考(個人別力ウント) →	FUBs
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	閉じる

4. メニュー画面「4. 障害者情報入力」

障害者の情報を【メニュー画面】の〔4. 障害者情報入力〕に入力します。

報告書 I の事業所別連番(〔3. 事業所情報入力〕で入力した事業所)ごとに、申告申請対象年度に雇用していた 障害者の情報のみを入力します。

※申告申請対象となる障害者の範囲と確認方法については、P33~35/33~36で確認してください。





<※3 手帳等の提出> <u>添付書類が必要な事業主のみ記入</u>

障害者手帳等(写)の提出が必要な以下の障害者のみ「新規・更新のため要提出」にチェックします。

・申告申請対象期間(令和2年4月~令和3年3月)に新たに雇用した障害者、新たに障害者となった労働者 (平成26年度以降、障害者手帳等の提出をしていない障害者であって、今回、新たに申請対象となった障害者 である労働者を含む。)、障害の種類及び等級・程度の変更、確認方法の変更のあった障害者、精神障害者保 健福祉手帳の有効期限が経過した障害者。

・令和3年度に初めて申請する場合は、全員分。

なお、過去にどの障害者の書類を提出したか不明な場合又は該当する障害者分のみを提出することが煩雑で ある場合等により、障害者全員分を提出する場合は、全員の「新規・更新のため要提出」をチェックします。

★平成26年度以降提出した手帳等については、変更がない場合は改めて提出する必要はありません。 納付金申告と併せて特例給付金を申請する場合は、機構ホームページでご確認ください。

<※4 雇入年月日・年度内障害年月日・年度内等級変更日・年度内離職年月日等の入力>					
□ 障害者確認					
 【誤って選択した確認記号等を取り消すには】 ドロップダウンボタンをクリックし、 一番上の空欄部分を選択します。 ▼ 現等級 1 1 前等級 3 ○ 新規・更新のため要提出 ① 新規・更新のため要提出 ① 新規・更新のため要提出 ① 新規・更新のため要提出 ① 新規・更新のため要提出 ① 新規・更新のため要提出 					
GALEBEN 4 22 6 3 □ 4 22 6 3 □ 4 3 □ 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5					
年度内障害年月日 ①変更があった年月日を[年度内等級変更日]に入力します。 ②[前等級]または[前程度]入力欄が表示されるので、ドロップダウン					
年度内等級変更日 5 2 12 20 ボタンをクリックして選択します。					
解説					
〇雇入年月日 :雇い入れた年月日を入力します。					
○年度内障害年月日:年度内において身体障害者または精神障害者となった場合に、当該障害者となった					
年月日を入力します(知的障害者については、記入例(P97/P81)を参照)。					
○年度内離職年月日:年度内において離職した場合に、その年月日を入力。なお、年度内において役員となり、					
雇用保険の被保険者でなくなった場合もこの欄に入力します。					

<※5 年度内転入出関連情報の入力>

★事業所間で転出転入があった場合以外にも、雇用区分が変更になった場合及び対象外となった場合等に 転出転入情報を入力します。具体的な入力例については、入力例(P89~99/P73~83)または機構ホーム ページをご参照ください。



〇転入年月日

当該年度内において、当該企業の他の事業所から転入した障害者について、**転入年月日**及び**転入前の事業所 名等**をそれぞれ入力します。

・年度内に雇用区分が変更となった場合、年度の中途で対象外になった場合は、その変更日を入力します。 併せて、転入前の事業所名等に「常用」、「短時間」、「特定短時間」又は「対象外」を入力します。

・申告申請対象年度の中途に算定基礎日又は除外率が変更になった場合は、変更後の月の初日を入力します。

- ・申告申請対象年度の中途に新規設立した事業主は、申告申請対象の月(設立の月の翌月)の初日を入力します。
- ・年度内に障害の区分(身体・知的・精神)に変更があった場合は、その変更日を入力します。

〇転出年月日

当該年度内において、当該企業の他の事業所へ転出した障害者について、転出年月日及び転出先の事業所名 等をそれぞれ入力します。

- ・
 ・ 年度内に雇用区分が変更となった場合、年度の中途で対象外になった場合は、その変更日の前日を入力します。 併せて、転出先の事業所名等に「短時間」、「常用」、「特定短時間」又は「対象外」を入力します。
- ・申告申請対象年度の中途に算定基礎日又は除外率が変更になった場合は、変更前の月の末日を入力します。
- ・・申告申請対象年度の中途に事業を廃止した事業主(合併による廃止の場合、合併の日を廃止の日とする)は、 廃止の月の前月の末日を入力します。
- ・年度内に障害の区分(身体・知的・精神)に変更があった場合は、その変更日の前日を入力します。

※転出日は転入日の前日としてください。

く※6 労	労働時間の入力欄	こついて>	▶ 変動の有無のどちらかを選択します。	
	─所定労働時間(○ 変動有	ⅰ ⊙ 変動無)	所定労働時間変動の有無の詳細については、P18参照	
	デフォルト値設定	※ボタンを押下す	Fすると事業所情報画面で入力した所定労働時間が設定されます。	-
	4月 5月 6月 120 120 120	7月 8月 120 120	9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計 120 120 120 120 120 120 1440	
<i>集</i> 刀 三省	4月 5月 6月 126 126 126	7月 8月 126 126 [9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計 126 126 126 126 126 126 126 1512	
許 記 O所定労 ·所定労	働時間及び実労働時 労働時間が<変動 無 >	間 •の場合は、月	月ごとの所定労働時間及び実労働時間を入力します。	

・所定労働時間が<変動有>の場合は、所定労働時間及び実労働時間は年間の合計時間数のみ入力します。
 ・労働時間は整数を入力してください(1時間未満の端数は切り捨てます)。

※精神障害者である短時間労働者の入力

特例措置

精神障害者である短時間労働者の算定方法に係る特例措置(P37)に伴い、雇用区分が「短時間」で 障害者確認を「精神障害者」としてチェックを入れた場合、入力項目が変更されます。

事業所の選択 幕張建設株式会社 本社 マ 前 次	
	-
○ 身体障害者 確認記号 ▼ 現等級 ▼ 障害者の確認書類	
手帳番号 12345 手帳有効期限 5 03 05 31	
	$\left \right $
障害年月日(※) 4 30 10 01 · · 障害の確認記号か「P」「R」の場合は、有神障害者保健 福祉 手帳の初回交付日 を入力してください。	
年度内等級変更日 ・障害の確認記号が「Q」の場合は、知的障害者として判	
現離職年月日	
前属入年月日、4201001)
(精神のみ人力) 前離職年月日 4 22 02 28 ※特殊障害者(確認記号P・O・P)(は過年度も今めて障害年月日を入力して(だない)	
「 所定労働時間(C 変動有 · 変動無) 「 一 一 、 の で 変動無) 一 、 、 の で 変動無) 一 、 、 の で の の る 場 に 、 の で の の る 場 に 、 の で の り 間 の 、 の で の う 間 の 、 の で う 間 の 、 の で う 間 の 、 の で う 間 の 、 の で う 間 の 、 の で う 間 の 、 の こ 、 の こ 、 の こ 、 の る 切 う に 、 の こ 、 の こ 、 の こ 、 の こ 、 の こ 、 の こ の る 切 う に 、 の こ の こ の る 、 の こ の る 、 の こ の る 、 の こ の る 、 の る 、 の う 、 の る 、 の こ の る 、 の こ の る 、 の 、 の の こ の る 、 の 、 の の の の の の 、 の 、 の の の の の の の の の の の の の	
デフォルト値設定 ※ボタンを押下すると事業所情	
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 合計	
─ 実労働時間 ────────────────────────────────────	
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 閉じる	
	-

労働時	間の入力に関するエラーメッセージ	ジヘの基本的な対応
変動無	エラーメッセージ	対応方法
所定労 働時間	①乖離判断の結果、「短時間」の区分に 該当しますので、雇用区分を「短時間」 に修正してください。	所定労働時間数の入力に誤りがあれば修正、誤りがな ければ雇用区分を「短時間」に修正してください。当該区 分は原則として毎月の所定労働時間数の雇用区分の月 数で判断します(各雇用区分に該当する月数が対象期 間の半数を超えることが必要)。
	②「常用」「短時間」「特定短時間」いず れの条件も満たしていません。申請対 象外となりますので、確認の上、削除し てください。	所定労働時間数の入力に誤りがあれば 修正、 誤りがな い場合は当該障害者は 削除 してください。
実労働 時間	③乖離判断の結果、「短時間」の区分に 該当しますので、雇用区分を「短時間」 に修正してください。	実労働時間数の入力に誤りがあれば 修正、 誤りがなけ れば雇用区分を「 短時間 」に修正してください。
	④「常用」「短時間」「特定短時間」いず れの条件も満たしていません。申請対 象外となりますので、確認の上、削除し てください。	実労働時間数の入力に誤りがあれば 修正、 誤りがない 場合は当該障害者は 削除 してください。
	▲上記③④のエラーの場合には乖離月に	こ「※」が表示されます。
	⑤乖離判断の結果、「常用」の区分に該 当しますので、雇用区分を「常用」に修 正してください。	雇用区分を「 常用 」に修正してください。
変動有	エラーメッセージ	対応方法
実労働 時間	⑥実労働時間が、「常用労働者」の条件 を満たしていません。	実労働時間合計数の入力に誤りがあれば 修正、 誤りが ない場合は雇用区分を「 短時間」 に修正してください。
	⑦実労働時間が、「短時間労働者」の条 件を満たしていません。	実労働時間合計数の入力に誤りがあれば 修正、 誤りが ない場合は、当該障害者は 削除 してください。
	⑧乖離判断の結果、「常用」の区分に該 当しますので、雇用区分を「常用」に修 正してください。	雇用区分を「常用」に修正してください。

マクロの問題により正しく判断されないケースとその対応

以下の場合、「申告申請書作成支援シート(マクロ機能付き)」の問題により、常用雇用労働者の雇用 区分が正しく判断されないケースがありますので(詳細はP100・101/P84・85参照)、その場合は各都 道府県申告申請窓口にお問い合わせください。

<月の所定労働時間が変動しない場合>

- ①営業日(暦)の関係から、月毎の所定労働時間及び実労働時間が少ない常用雇用労働者の場合
- ②年度の途中で他事業所へ転勤した常用雇用労働者の場合
- ③月の途中の雇入れ又は離職により、当該月の月毎の所定労働時間及び実労働時間が少ない常用 雇用労働者の場合
- ④雇用区分を上回る乖離と下回る乖離が混在する短時間労働者の場合

<月の所定労働時間が変動する場合>

⑤月の途中で雇入れ又は離職した常用雇用労働者の場合



5. メニュー画面「5. 申告・申請金額計算」

入力した〔3. 事業所情報〕〔4. 障害者情報入力〕をもとに申告・申請金額の計算及び報告書Ⅰ、報告書Ⅱ を作成します。



6.メニュー画面「6.申告・申請情報入力」

【メニュー画面】の〔6. 申告・申請情報入力〕に申告・申請年月日、延納申請、支給先、記入担当者 <u>等を入力します。</u>

(1)納付金を申告する場合		・申請情報入力画面】
申告・申請情報入力 申告・申請年月日 5 03 年 05 月 記入担当者 所属部課名 総務部人事課 氏名(フリカンナ)	10 「① メニュー画面の「入力・修正 ボタンをクリックするとこの画面 が開きます。	× 納付金・調整金 (C)納付額 (D)在ご 庭障害 調整金
氏名(漢字) 海浜 電話番号 043 — 297 —	9652	納付額が自動計算されます。
社会保険労務士記載欄	1,000,000 第3期 1,000,000	
ー特例調整金 ● なし ○ あり	※2 特例調整金はP81-1参照	「登録」をクリック
〇記入担当者:記入担当者の所属部課 ※所属部課名がないときは、「事務 電話番号は、記入担当者と確実に連 番、番号の順にそれぞれ入力します 社会保険労務士が作成した場合も、	名、連絡先電話番号 及び 氏名 を入力しま 」と入力します。 絡をとることのできる番号を市外局番、 。 この欄の入力は必要です。	ます。 局 登録 閉じる



(2)納付金申告及び在宅就業障害者特例調整金の申請を行う場合



〇在宅就業障害者特例調整金制度について

在宅就業障害者への仕事の発注を奨励し、障害者の在宅就業を支援するため、在宅就業障害者(注) に仕事を発注した企業に対して、特例調整金を支給します。

(注):自宅のほか、障害者が業務を実施するために必要となる施設及び設備を有する場所、就労に必要 な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所、障害の種類及び程度に応じて必要な職 業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所において、物品の製造、役務の提供その他これら に類する業務を自ら行う障害者

ただし、事業主が直接、在宅就業障害者に発注する際に、在宅就業障害者が発注元事業主の事業所、 その他これに類する場所で就労する場合は、在宅就業障害者支援制度の対象外ですので特例調整金の 申請対象となりません。

また、事業主が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に発注する際に、発注元事業主の事業所で 就業する場合は、在宅就業障害者支援制度の対象となりますので特例調整金の支給対象となります。 支給限度額は、在宅就業単位調整額(21,000円)×(各月の算定基礎日における雇用障害者のカウント合 計数)です。

> |※ 在宅就業支援団体についての詳細は、事業主の主たる事業所 (本社)を管轄するハローワークにお問い合わせください。

★特例調整金を申請する場合

特例調整金の申請には別途「**在宅就業契約報告書**」(在宅就業障害者に仕事を発注した場合)又は「**発注証明書(在宅就業契約報告書)**」(在宅就業支援団体を介して仕事を発注した場合)の作成が必要です。様式は、機構ホームページの「納付金等関係様式のダウンロードはこちら」をクリックし、「Excel様式(マクロ機能なし)またはPDF様式」から ダウンロードして、ご使用ください。

なお、作成方法につきましては、記入説明書及び機構ホームページ上の「Excel(マ クロ機能なし)様式またはPDF様式による申告申請書の作成方法」をご確認ください。 特例調整金の申請がある場合には、電子申告申請ができませんのでご注意ください。



(注意)主な法人略称

〔1.事業主情報入力〕の「名称(フリカナ)」及び〔6.申告・申請情報入力〕の「支給先」の「口座 名義(フリカナ)」は以下の法人略称を用いて入力します。

	·····································		
種類名	最初の場合	中間の場合	最後の場合
ゆうちょう ひんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんし	カ)	(力)	(カ
有限会社	ユ)	(エ)	(ユ
合名 会社	火)	(*)	ب ()
合資会社	シ)	(シ)	(シ
合同会社	ド)	(ギ)	(۲
<u>相互会社</u>	ソ)	(ソ)	(ソ
<u>社 団 法 人</u>			
	シヤ)	(シヤ)	(シヤ
	サイ)	(サイ)	(サイ
	18 4 \		/ 1° L
	カク)	(カク)	(カク
	1)	(イ)	(1
	<u>ک م حک</u>		
	シュリ		
		())	())
	セイイコリノ		
│ 辰 耒 協 问 粗 盲 建 旨 云			(ノリキョウレン
六済辰未協问租百建百云	<u>イコリザイレン</u> ギコキコム		(イコリサイレン
冼耒旸问粗管建管会	キョレン	(キョレン)	(キョレン

(4)調整金を申請しない(辞退する)場合(=納付金「0円」申告)

調整金の申請ができる事業主で、調整金の申請を辞退する場合は、「**障害者雇用調整金を申請しない**」 にチェックを入れ、納付金額「O円」の申告書を作成します。

【6 申告・申請情報入力画面】

申告·申請年月E	53年5,	月 10 日			納付金・調整金	
- 記人担当者 - 所属部課名	総務部人事課				(C) 納付額 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	「申請しない」を
氏名(フリカナ)	カイビン		গ্রন্থন		 (D) 在宅就業障害 (D) 本宅就業障害 	チェックしても
氏名(漢字)	海浜		二郎		申請額	自動計算され
電話番号	043 — 297 —	9652			(G) 障害者雇用調	┘ ↓ た数字は表示
AL A /0 PA	1 27 48488				整金及び在宅 就業障害者特 例調整金の由	/ されたままです
					11, 14, 1, 14, 14, 14, 17, 1	
│ ⊥_ ू rm÷ ≓				± 3 1. 7		
右の「障害	者雇用調整金等る	を申請しな	い」にチェック	を入れる	言青容頁 3,834,000	
右の「障害 と、この部	者雇用調整金等る 分に表示されてい	を申請しな た支給先情	い」にチェック 青報入力欄が	を入れる 消えます。	請額 3,834,000 マ 障害者雇用調整 等を申請しない。	
右の「障害 と、この部	諸雇用調整金等な 分に表示されてい	を申請しな た支給先情	い」にチェック 青報入力欄が	を入れる 消えます。	請額 3,834,000 ✓ 障害者雇用調整 等を申請しない。	
右の「障害と、この部	着雇用調整金等な 分に表示されてい	を申請しな た支給先 (い」にチェック 青報入力欄が	を入れる 消えます。	請額 3,834,000 ▽ 随害者雇用調整 等を申請しない。	
	者雇用調整金等な 分に表示されてい	を申請しなした た支給先 「「」 「」	い」にチェック 青報入力欄が	を入れる 消えます。	請額 3,834,000 ▼ 跨書者雇用調整 等を申請しない。 特例給付金	
			い」にチェック 着報入力欄が	を入れる消えます。	請額 <u>3,834,000</u> 「障害者雇用調整 等を申請しない。	▲ 必要な情報を入力し
	者雇用調整金等な 分に表示されてい	を申請しなした支給先常	い」にチェック 清報入力欄が 一	を入れる 消えます。 ない」の欄に	 請額 3.834,000 「陸害者雇用調整 等を申請しない。 特例給付金 (R) 特例給付金申 請額 	 必要な情報を入力し 「登録」をクリック
右の「障害 と、この部 「 ^{特例調整金} 」 (^{っなし} 金を申請した クを入れま	者雇用調整金等る 分に表示されてい しまり ない場合は「障害者 す。	を申請しなりた支給先情	い」にチェック 清報入力欄が	を入れる 消えます。	諸額 3,834,000 ▼ 跨書者雇用調整 等を申請しない。 特例給付金 (R) 特例給付金申 請額 発録	 必要な情報を入力し 「登録」をクリック
右の「障害 と、この部 ^{特例調整金} 。なし 金を申請した クを入れま	 者雇用調整金等な 分に表示されてい あの あの ない場合は「障害者す。 金を辞退し、その/ 	を申請しなりた支給先常	い」にチェック 青報入力欄が 金等を申請し	を入れる 消えます。 ない」の欄に 込んでいる場	 請額 3,834,000 ▽ 隆雪者雇用調整 等を申請しない。 特例給付金 (R) 特例給付金申請額 (R) 特例給付金申 請額 登録 	 必要な情報を入力し 「登録」をクリック

(注意)調整金等を申請できない場合(納付金申告書の提出は必要です!)

申請期限後に申告書を作成する(支援シート上では、申告・申請年月日により申請期限を過ぎているか 自動的に判断)場合は、納付金額「O円」の納付金申告書が作成されます。

なお、申請期限後に各都道府県申告申請窓口に提出された場合には**調整金等の支給申請はできません**ので、ご注意ください。

【6 申告・申請情報入力画面】 ^{申告・申請情報入力}	作成年月日が申請期限を過ぎている場合、 調整金の支給申請はできません。
申告·申請年月日 5 03 年 6 月 10 日	申請期限を過ぎていますので、調整金等申請はできません。
所属部課名 総務部人事課	注意! 調整令の支給類者の口にたっています
氏名(フリカナ) ^{加化ッ} ^{ジロゥ}	
社会保険労務士による作成または提出の場	申告申請年月日に誤りかないかと確認ください。 誤りがなければ納付金申告書(○円)を作成します。 (エラーコード:1-48)
土の情報を記入してください。	
社会保険労務士記載欄	
電話番号 043 — 297 — 9651	「第6年記録です」「ひろ」の納利金甲吉書」

(5) 報奨金を申請する場合

<u>【申告・申請情報入力画面】</u>



************************************	申告·申請情報入力	\times
	申告·申請年月日 5 03 年 06 月 30 日	
支給先の記入脳リにより支給予定日に振り込まれない事例が多数発生しています。入力に 当たっては必ず日虚情報をご確認でださい。 (************************************	所属部課名 事務]
	支給先の記入誤りにより支給予定日に振り込まれない事例が多数発生しています。入力に当たっては必ず口座情報をご確認ください。	
分割支約できるのは、 時害者雇用電算定の特 例認定を受けた事業主の。のです 3666.000 小さす 第866.000 のかです 1000 小花店 マムロー 「日本酒は回正」 1000 「日本酒は回正」 1000 「日本酒は回正」 1000 「日本語 1000 「日本記 1000 「日本記 1000 「日本日 1000 「100) 1000 「日本日 1000 「日本日 1000 「日本日 1000 「100) 1000 「100) 1000 「100) 1000 「100) 1000 「100) 1000 「100) 1000 「100) 1000 「1000 1000 「1000 1000 「1000 1000 「1000 1000 「1000 1000 「1000 1000 「1000 1000 「1000 1000 「1000 1000	社会保険労務士記載都 社会保険労務士による作成または提出の場合は、記載または提出を行った社会保険労務士の情報を記入してください 作成年月日 5 氏名(漢字) 社労 電話番号 043 - 043 - 297 9651 - -	申請額が 自動計算 されます
「分割支給の」 *** *** *** 「「のまんわしてくだ」 支店→ト 前後のブルダウンで選択した場合中央の欄に は法人略称・種類は記入しないでください *** 「生きき」 *** *** ● 「生きき」 *** ● ● (6) 白 *** ● ● (1) ● ● ● ● ● (1) ● <t< td=""><td> 分割支給できるのは、 障害者雇用率算定の特 例認定を受けた事業主のみです うなし ○あり 支給先 </td><td> (b) 控就業障害者 特例報導理請 額 8,568,000 特例給付金 (N) 特例給付金申 </td></t<>	 分割支給できるのは、 障害者雇用率算定の特 例認定を受けた事業主のみです うなし ○あり 支給先 	 (b) 控就業障害者 特例報導理請 額 8,568,000 特例給付金 (N) 特例給付金申
	 ○ 分割支給あり ○ 分割支給あり ○ 方割支給あり ○ 本店 ○ 支店(その他) ○ Jを入力してくだ ○ 支店コート 前後のプルダウンで選択した場合中央の欄に は法人略称・種類は記入しないでください ○ 小田 	·····································
(6) 在宅就業障害者特例報奨金の申請を行う場合 【6 申告・申請情報入力画面】 「あり」であり 年間の在宅就業障害者等への支払い総額 2200,000 ①(あり]をチェック ②入力欄が表示されるので、各申請期間に おける [支払い総額]を入力 ③入力欄が表示されるので、各申請期間に おける [支払い総額]を入力 ④ ①(あり]をチェック ③入力欄が表示されるので、各申請期間に おける [支払い総額]を入力 ④ ①(あり]をチェック ④ ①(あり]をチェック ④ ②入力欄が表示されるので、各申請期間に おける [支払い総額]を入力 ④ ⑦(あり]をチェック ④ ①(あり]をチェック ④ ② ①(あり]をチェック ③ ①(あり]をチェック ③ ①(あり]をチェック ③ ①(あり]をチェック ④ ①(あり]をチェック ④ ①(あり]をチェック ④ ①(あり]をチェック ④ ①(あり]をチェック ④ ①(あり)をチェック ④ ①(あり)をチェック ④ ①(この)を示 ③ ①(この)を会 ③ ①(注 ③ ①(この)をの ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③		↓情報を全て入力し 登録 」をクリック
(0 中音・中請情報人刀画面) (1 (あり)をチェック) (2 (入力欄が表示されるので、各申請期間に さける (支払い総額)を入力 (2 (入力欄が表示されるので、各申請期間に さける (支払い総額)を入力 (2 (入力欄が表示されるので、各申請期間に さける (支払い総額)を入力 (2 (入力欄が表示されるので、各申請期間に さける (支払い総額)を入力 (2 (人力欄が表示されるので、各申請期間に さける (支払い総額)を入力 (2 (人力欄が表示されるので、各申請期間に さける (支払い総額)を入力 (2 (人力欄が表示されるので、各申請期間に さける (支払い総額)を入力 (2 (人力欄が表示されるので、各申請期間に さける (支払い総額)を入力 (2 (人力欄が表示されるので、各申請期間に さけ。ままがの根要金制度について (2 (人力欄が表示されるので、各申請期間に さけ。) (2 (人力欄が表示されるので、各申請期間に さけ。) (2 (人力個が)) (2 (人力個が表示されるので、各申請期間に さけ。) (2 (人力のの)) (((人力のの))) (((人力のの))) (((人力ののの))) (((人力のの))) (((人力のの))) (((人力ののの))) (((人力のの))) (((人力ののの))) (((人力のの))) (((人力ののの))) (((人力ののの))) (((人力のの))) (((人力のの))) (((人力のの))) (((人力ののの))) (((人力ののの))) (((人力のの))) (((人力ののの))) (((人力ののの))) (((人力ののの))) (((((人力ののののののののののののののののののののののののののの	(6)在宅就業障害者特例報奨金の申請を行う場合	
 ①〔あり〕をチェック ②入力欄が表示されるので、各申請期間に おける〔支払い総額〕を入力 〇在宅就業障害者特例報奨金制度について 在宅就業障害者への仕事の発注を奨励し、障害者の在宅就業を支援するため、在宅就業障害者(注) に仕事を発注した企業に対して、特例報奨金を支給します。 (注):自宅のほか、障害者が業務を実施するために必要となる施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所、障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所において、物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行う障害者 	10 中吉・中前11110 特例報導金 C なし ・あり 年間の在宅就業障害者等への支払い総額 2,200,000	
 ○在宅就業障害者や例報奨金制度について 在宅就業障害者への仕事の発注を奨励し、障害者の在宅就業を支援するため、在宅就業障害者(注) に仕事を発注した企業に対して、特例報奨金を支給します。 (注):自宅のほか、障害者が業務を実施するために必要となる施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所、障害の種類及び程度に応じて必要な職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所において、物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行う障害者 	①〔あり〕をチェック ②入力欄が表示されるので、各申請期間に おける〔支払い総額〕を入力	
lclcし、ず木工が但及、江七矾木阡古日に元圧する际に、江七矾禾阡古日が元/Lルず未上のず未川、	O在宅就業障害者やの仕事の発注を奨励し、障害者の在宅就業を支援するため、在年に就業障害者への仕事の発注を奨励し、障害者の在宅就業を支援するため、在年に仕事を発注した企業に対して、特例報奨金を支給します。 (注):自宅のほか、障害者が業務を実施するために必要となる施設及び設備を有する要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所、障害の種類及び程職業準備訓練が行われる場所その他これらに類する場所において、物品の製造、役務らに類する業務を自ら行う障害者ただし、事業主が直接、在宅就業障害者に発注する際に、在宅就業障害者が発注元 	さ就業障害者(注) る場所、就労に必 !度に応じて必要な その提供その他これ 事業主の事業所、

|その他これに類する場所で就労する場合は、在宅就業障害者支援制度の対象外ですので特例報奨金の |申請対象となりません。 | また、事業主が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に発注する際に、発注元事業主の事業所で

また、事業主が任宅就業支援団体を介して任宅就業障害者に発注する際に、発注元事業主の事業所で 就業する場合は、在宅就業障害者支援制度の対象となりますので特例報奨金の支給対象となります。 支給限度額は、在宅就業単位報奨額(17,000円)×(各月の算定基礎日における雇用障害者のカウント合 計数)です。

※ 在宅就業支援団体についての詳細は、事業主の主たる事業所	
(本社)を管轄するハローワークにお問い合わせください。	

★特例報奨金を申請する場合

特例報奨金の申請には別途「在宅就業契約報告書」(在宅就業障害者に仕事を発注した場 合)又は「発注証明書(在宅就業契約報告書)」(在宅就業支援団体を介して仕事を発注し た場合)の作成が必要です。様式は、機構ホームページの「納付金等関係様式のダウンロー ドはこちら」をクリックし、「申告申請書作成支援シート(マクロ機能付き)はこちら」ま たは「Excel様式(マクロ機能なし)またはPDF様式」からダウンロードして、ご使用くださ い。

なお、作成方法につきましては、記入説明書及び機構ホームページ上の「[詳細版] Excel 様式(マクロ機能なし) またはPDF様式による申請書の作成方法」をご確認ください。 、特例報奨金の申請がある場合には、電子申告申請ができませんのでご注意ください。

<※3 分割先支給の場合の支給先の入力



メニュー画面【内容確認画面】で、作成内容が確認できます。

〔6. 申告・申請情報入力〕の入力が終了したら、〔内容確認画面〕から作成内容の確認を 行ってください。

【メニュー画面】 _{【内容確認画面】}

【報告書Ⅱ】(常用)



申告・∣	申請書】
メニューに反る 1	요약집중, 원전경제(現부승, 요구(正形)25명)위제(분승)2/(전위(G) / 호조(요구)26 (((((((((((((((((((
10 h B	
MARTINIAANA MART MARTINIAANA MARTINIAANA MARTINIA	
NAMES AND ADDRESS OF A	
BALLINGS, AVAILABLE BEALINGSIDALABS	IN SERVICE DI L'ESTRET DI L'ESTRET DI L'ESTRET DI L'ES
H Di 10 #7.8 ± 0.7 ± 0.4 ± 0.1 ± 0.5 11 #7.8 ± 0.7 ± 0.4 ± 0.1 ± 0.5 12 #7.8 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 13 #7.8 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 14 #7.8 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 15 #7.8 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 16 #7.8 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 17 #7.8 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 18 #7.8 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 19 #7.8 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 10 #7.8 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 10 #7.8 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 11 #7.8 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 ± 0.0 12 #7.8 ± 0.0 ±	



【報告書Ⅱ】(短時間)

【報告書I】



間違いがある場合は各項目に戻り、修正・削除をします。 (この画面から訂正はできません)



8. 提出

I 電子申告申請による提出

支援シートで作成した申告申請書を電子申告申請で提出する場合は「電子申告申請データ作成」ボタン を押して電子申告申請データを作成します。データ作成後、当機構ホームページの「電子申告申請システム」から電子申告申請します。(P85-2~88-1/P70-1~72-2参照)※支援シートのままでは電子申告申請ができません。

なお、**障害者手帳(写)等の添付書類**(該当事業主のみ)は、別途、各都道府県申告申請窓口への提出 が必要です。

Ⅱ各都道府県申告申請窓口へ提出(送付又は持参)

正本1部とコピー1部を添えて、2部とも各都道府県申告申請窓口に提出してください。



★印刷後の作業については、次ページの「印刷した後に」で確認してください。

★印刷した後に(送付又は持参により提出する場合)

各都道府県申告申請窓口に提出する場合は、印刷後、以下の箇所についての確認、記入をしてください。

1.【申告·申請書】

①納付金の場合は、下記様式⑦の(ニ)「法定雇用障害者数(障害者雇用調整金申請)」欄に斜線を 引いてください。(下記例示のケースは、調整金のため斜線は不要)

②社会保険労務士が作成した場合は、社会保険労務士記載欄に記入してください。(※)

③3部用意し、それぞれ(正)(受付窓口控)(事業主控)に丸をつけてください。 ※提出する申告申請書は、(正)(受付窓口控)となります。(事業主控)は提出不要です。

④代表者の押印及び自筆による署名は不要です。

	1 令和3 年度 障害者雇用納 (常用労機者の 下記のとおり申告 独立行政法人	付金申告書、障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金及び特例給付金支給申請書 2総数が100人を超える事業主用) ・・+型します。 高齢・院客・求職者雇用文授機構理事長 殿 ① 第二十、一部の目の一部の目的 ② 第二十、一部の目の目的 ③ 第二十、一部の目的 ③ 第二十、一部の目的 ④ 第二十、一部の目的 ③ 第二十、一部の目的 ③ 第二十、一部の目的 ③ 第二十、一部の目的 ③ 第二十、一部の目的 ③ 第二十、一部の目的 ③ 第二十、一部の目的 ③ 第二十、一部の目的 ③ 第二十、一部の目的 ③ 第二十、一部の目的 ④ 第二十、一部の目的 ⑤ 第二十、一部の目前 ⑧ 第二十、二十、一部の目的 ⑤ 第二十、一部の目的 ⑤ 第二十、一部の目前 ⑤ 第二十、一部の目的 ⑤ 第二十、一部の目前 ⑤ 第二十、一部の目前 ⑥ 第二十、一部の目前 ⑧ ① ◎ 第二十 ◎ ◎ 第二十 ◎ 第二十 ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	る。	
	① 亭 法 注 井 马	1 2 3 4 5 6 0 0 0 7 余和 03 年 05 月 19 日 1 2 0 1		
1	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	■愛藤時 2 6 1 - 0 0 1 4 千角市英英区営業1-1-3		
	申 (フ リ ガ 카	(マシハダタンモッイル (ハメタンモッイル (ハン 死 水) (ハン 水) (ハン 水) (ハン 水) (ハン 水) (ハン 水) (ハン ハ) (ハン ハ		
	事 実 (口) 名	e 容描编设持式会社 (二) 达 人 语 巧 [1] 0 1 0 5 0 1 6 5 4 7		
_	r			
2	121	Reis 者 施用用何 型 の 時行職 (執行職) 中学の 場合を (5 ℃)。) 及び 仕 毛 説 美 障害者 特別 観望 ② 印 中部職 (執) < (B) の 場合) (A) (A) (A) (A) (B) か (4 ○ (B) の 場合) (C) (A) (C)		
	障害者原用新付金の統付額,障害者 第用調整金及び信宅就素加書者物例 ④ 調整金の早調館	Peg書者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金の申請額 (許書者雇用調整金を申請する場合) (7) CES(集件書考特例調整金を申請する場合) (7) CES(集件書考特例調整金を申請する場合) (7) (7)		
		[]] []] ÷ 350,000 円 []] ····································		
	⑤ 特利能行金の申請額	#################################		
	② 暗探者描用絶付金の証拠中語	(約 第 1 載 (約 第 2 第 1 約 (約 第 2 第 (1 第 3 第) (1 第 3 1 第) (1 第 3 1 第) (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
3	 ・⑦ 除害者夏年調整金、在宅営業障害者 ・⑦ 除制調整金及び特利能付金の支給 ・ 	(1) 支払先の進尽 (2) 企働制度反体・支払う (2) 企働制度反体・支払う (2) 企働制度 (2) 企 (2) C (2) C <th (2)="" c<="" th=""><th></th></th>	<th></th>	
4		N □#848A W □#848A TUBE P 10		
Ì	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *			
	7 は定証用障害者数の厚定の基礎と2 第 例最者の数 時間の数の数でのなくこのます。	246 2 A A A A A A A A A A A A A A A A A A		
	 e 00 払金配用局害者の数 (納付金申告) 4月~2月:100×1.5/00 3月:100×1.5/ m 払金配用局法者の数 (副本書局) 			
	 (二) 調整金申請) (二) 調整金申請) (二) 約本部書書, 先的算書者及び精神 (二) 命本部書書, 先的算書者及び精神 			
5	市 おび合かな。 第一部の日本では中国時間に110歳を12-04mの目的 第二部時間が10時間は、上10時間水油の目 第一部になったか。	φ 3 21.5 21.5 20.0 19.0 16.0 18.0 21.0 21.5 23.5		
	日本市地市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	0.0 0.0 </th <th></th>		
	② 社会保 社会保険3	険労務士が作成した場合は、 労務士記載欄に記入する。 ②(※)社会保険労務士が作成した 場合においても、あなたの企業の担 当者名を記入する。	J	

2.【障害者雇用状況報告書(I)】

申告・申請書同様、正本には(正)に丸印を、控えにはそれぞれ丸印をつけてください。

3.【障害者雇用状況報告書(Ⅱ)】

①申告・申請書同様、正本には(正)に丸印を、控えにはそれぞれ丸印をつけてください。 ②同一の事業所別連番で複数枚の報告書(Ⅱ)がある場合、手書きで報告書(Ⅱ)の枚数を記入してください。



③精神障害者保健福祉手帳(写)

★バックアップデータの作成

次年度以降の作成のために

次年度以降の申告申請書は、バックアップデータを活用して簡単に作成することができます。以下の方法 で今年度の申告申請書のバックアップデータを作成し、次年度以降の申告申請書の作成に役立ててくださ い。



※本作業により、申告申請書作成支援シートと同じ保存場所に、 バックアップデータが 作成されます。











4. パスワードを変更する

初めて電子申告申請を行う方は、送信する前に、パスワードの変更を行ってください。 変更を行わないと送信ができないので、ご注意ください。

 ・ ・ <u> </u>	<u>, いめて、 ビエ応 (/ことい。</u> パスワード変更
幕張建設 株式会社 パスワードは6文字以上10文字以下で 数字と英小文字を組み合わせてください。	①ユーザID、現在のパスワード、 新しいパスワード(2回)を入力して、 「登録」をクリック
ユーノル 現在のパスワード 新しいパスワード 新しいパスワード(確認用) (注)数字と英小文字(または記号)を組み合わ	je012345 ●●●●●●● ●●●●●●● ●●●●●●● ●●●●●●● ●●●●●●
幕張建設 株式会社 パスワードの変更	が完了しました。 2 「メニューに戻る」をクリック メニューに戻る
(注意)名称等の変更があった場合 住所、名称、代表者の役職・氏名、 ください。	電話番号、郵便番号に変更が生じた際に届け出て
 ●住所、名称等変更届について■ ・住所、名称、代表者の長名、電話番号、郵便番号等に変更が生じた際「変更があった項目と選択して、変更前の内容と変更後の内容を両方と、変更がない項目については、入力する必要はありません。 ・入力したい内容が、制限文字数を超えている場合は、入力できる範囲 ・ (変更があった項目にチェックを入れ 変更 1% ・ (変更があった項目にチェックを入れ 変更 1% ・ (フリカ・カ) [ビ角約5次字] ・ (フリカ・カ) [ビ角約5次字] ・ (フリカ・カ) [ビ角約5次字] ・ (フリカ・カ) [ビ角約5次字] ・ (大表者役職 (全角約5次字) 	変更があった項目を選択してください。 (住所、担当者連絡先、名称、代表者名) ※変更がない項目は入力する必要はありません。
	をつりいな をクリック すっても、別途、名称等変更届の電子送信が必要です。 基本情報は変更されませんので、ご注意ください。





	電子申告ファイル送信	
入力して が届き をご確認	「いただいたメールアドレスに誤りがある場合、メール 「せんので、メールアドレスが正しく入力されていること」 「ドレスを2回、人力します。 れが届かない場合は、当機構まで 合がございます。	ご連絡下さい。
申告申請 ファイ メールア メールア	年度 命和3年度 し G:¥Documents and Settingst デスクトッ: ④受付確認メール及び審査結果メール 受信可能なメールアドレスを2回入力し	レが します。
(確認) *ご注意 ・送信でき ・指定した	5ファイルは、当機構ホームページよりダウンロードした「申告申請マク ファイルに誤りがないか、もう一度確認して下さい。 Web ページからのグッセージ	送 信 メニューに戻る
?	ファイルを送信します。よろしいですか? (6)「OK」をクリック 信完了 送信後必ずメーノ	出たら送 レ が2通 届
	OK キャンセル きますので確認を ます。	お願いし
	電子申告ファイル_令和3_1*****-000-* .xmlの送信が完了しました。 ⑦「メニューに戻る」をクリック	
送信後、 自動的 い場合 万一メ・	必ずメールが2通(①受付確認メール、②審査結果メール)届きます こ迷惑メールフォルダなどに振り分けられる場合がありますので、メ− は、メールフォルダ等をご確認下さい。 -ルが届かない場合は、納付金部審査課(☎043-297-9120)までご連約	+。 − ルが届かな 各ください。
	■ ■ ■ ■ ■ ■ ● 日本のは、 ● 日本のは、 ● ● 日本のは、 ● </td <td>></td>	>

※以下のエラー表示が出た場合は、並べ替え機能(P80-1/P65-1参照)を活用すると 便利です。

転入・転出の入力方法に誤りが無いか、また、同一の障害者を重複して入力して いないかを確認して下さい。

事業所連番001 生年月日が××××年〇〇月△△日の障害者 事業所連番002 生年月日が××××年〇〇月△△日の障害者